

令和3年12月27日



担当課	指導監査課
担当者	高垣・堂本・川崎
電話	(073) 435-1319
内線	5253

介護保険サービス事業者に対する行政処分について

不正請求等により、下記事業者に対して介護保険法に基づく行政処分を行いました。当該処分については、令和3年12月24日に事業者に通知しました。

1 対象事業者

法人名 有限会社西日本マインド
代表者 代表取締役 武田 慎介 (たけだ しんすけ)
所在地 和歌山市内原1321番地

2 対象事業所

グループホームこのみ【(介護予防) 認知症対応型共同生活介護】

3 行政処分の内容

内容 指定の一部効力の停止 (新規受入停止及び介護報酬の請求上限7割)
期間 令和4年1月1日から同年6月30日までの6か月間

4 経済上の措置 (介護給付費等の返還)

介護給付費	8, 316, 439円
公費負担額	11, 895円
加算金	3, 331, 333円
合計	11, 659, 667円

5 経緯

本市に対する情報提供により、令和2年9月から令和3年9月まで監査を実施し、関係書類の精査及び関係者からの聴取の結果、下記の事実を確認したため、行政処分を行いました。

6 主な処分理由

人員基準を満たさない状態が継続的に発生していたものの、減算を行わなかったほか、加算要件を満たしていなかったにもかかわらず、介護報酬を不正に請求したため。また、届出及び監査において、本市に対し事実とは異なる報告及び答弁を行ったため。